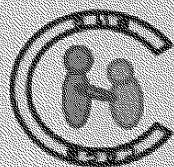


岡山市

地域包括支援センター



「このまちで いつまでも元気に暮らしたい」
そんなあなたを応援します。

- ・どんな福祉サービスがあるの?
- ・介護保険を利用したいけどどうしたらいいの?

家族がいないので、この先の
生活やお金の管理が心配

いまの健康を維持したい

近所のおばあさんがゴミの
始末に困っているみたい

訪問販売にたひたび
来られて困ってしまう

近所のおじいさんが
虐待を受けているようだ

- ・離れて暮らす両親のことが心配
- ・どこに相談していいのかわからない

・最近つまずきやすくなったり
・転ばないように手すりを付けてもらいたい

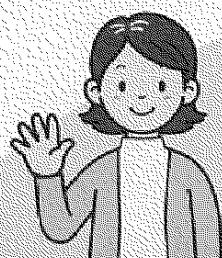
高齢者に関する様々なご相談をお受けしております。

設置・運営は岡山市が(財)岡山市ふれあい公社に委託しています。

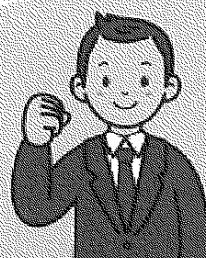
発行：岡山市／岡山市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、

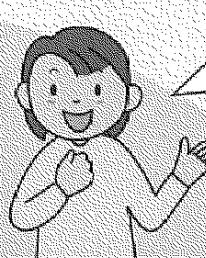
地域で暮らす高齢者のみなさんを保健・医療・福祉・介護などさまざまな面から総合的に支える機関です。



保健師・看護師



社会福祉士

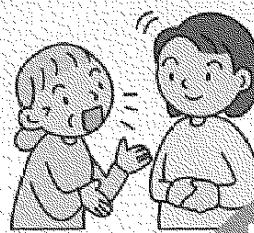


主任ケアマネジャー等

私たちが皆さんの
ご相談をお受けします。

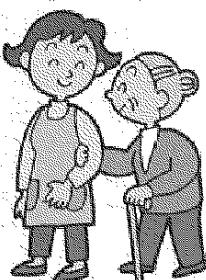
高齢者 よろず相談窓口です。

- 介護に関するご相談のこと、健康づくりに関するご相談などお気軽にご相談下さい。
- 必要なサービスや制度の紹介などをいたします。状況に応じて、医療機関や町内会、安全・安心ネットワーク、民生委員など、専門機関や地域の方々とともに、安心してその人らしく生活を続けられるよう支援します。



地域包括支
こんな仕事を

地域での介護予防活動を応援します。

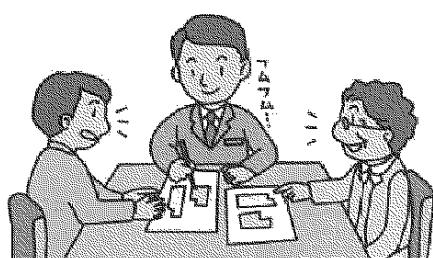


介護予防教室の開催

「できるだけ要介護状態にならない」
「悪化しない」を目標に、介護予防教室を通じ、
みなさんの介護予防のお手伝いをしています。

介護予防ケアプランの作成

生活機能が低下している方や、介護認定が要支援1・要支援2の方のケアプランを作成し、自立に向けた介護予防サービス利用を支援します。



高齢者が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

住民の方々と共に、地域が抱える高齢者に関する問題を共有、地域福祉の情報を集約し、課題解決に向けて専門職や行政機関と連携のもと住民主体で話し合う場

=「小地域ケア会議」の立ち上げ・運営を支援しています。



みんなの権利を守ります。

- 財産の管理に関する事、高齢者の虐待の早期発見や防止に関する事など、高齢者を守ります。
- 成年後見制度の紹介や、消費者被害防止のため弁護士などの専門家とも連携をとりながら支援します。

こんな活動もしております!



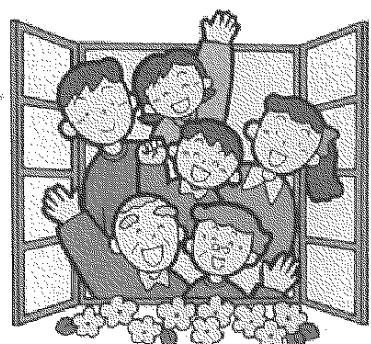
高齢者の実態把握調査



要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者の把握調査



介護保険、各種保健・福祉サービスの説明や申請代行など

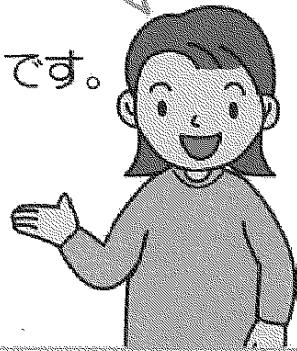


高齢者の総合相談窓口

相談は無料です

お気軽にご相談ください。

- 地域包括支援センターは公的な相談窓口です。
- 知り得た情報・秘密は厳守いたします。
- 来所だけでなく、電話や自宅にお伺いしてご相談をお受けいたします。

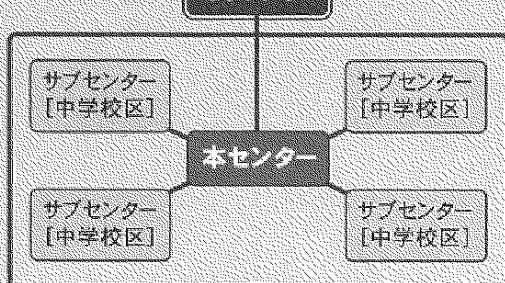


地域包括支援センターは、どこにあるの？

地域包括支援センターは下記の各福祉事務所所管区域にあり、より身近な相談窓口となるよう、小学校区ごとに地区担当職員を配置しています。また、出先機関として中学校区ごとに「サブセンター」を設置しています。

本センター	所 在 地	電 話 番 号
岡山市北区中央 地域包括支援センター	北区鹿田町一丁目1-1 (岡山市保健福祉会館内)	086-224-8755
岡山市北区北 地域包括支援センター	北区谷万成二丁目6-33 (北ふれあいセンター内)	086-251-6523
御津分室	北区御津金川1020番地 (岡山市北区役所御津支所内)	0867-24-4611
岡山市中区 地域包括支援センター	中区桑野715-2 (岡山ふれあいセンター内)	086-274-5172
岡山市東区 地域包括支援センター	東区西大寺中二丁目16-33 (西大寺ふれあいセンター内)	086-944-1866
岡山市南区西 地域包括支援センター	南区妹尾880-1 (西ふれあいセンター内)	086-281-9681
岡山市南区南 地域包括支援センター	南区福田690-1 (南ふれあいセンター内)	086-261-7301

岡山市



お近くの地域包括支援センター／サブセンターは、

【受付時間】月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)
※ 緊急の場合は、時間外でも電話対応いたします。

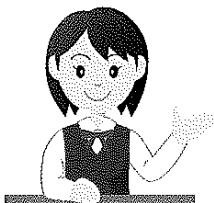
担当課 高齢者福祉課 Tel. 803-1230 介護保険課 Tel. 803-1240～43

(平成23年4月現在)

ぎやくたい

防ごう!! 高齢者虐待

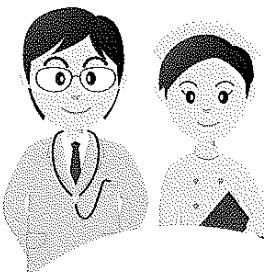
安心して暮らせる岡山市をつくろう!!



地域包括支援センター

身体的虐待

- 暴力をふるう
- 閉じ込める
- 縛りつけるなど

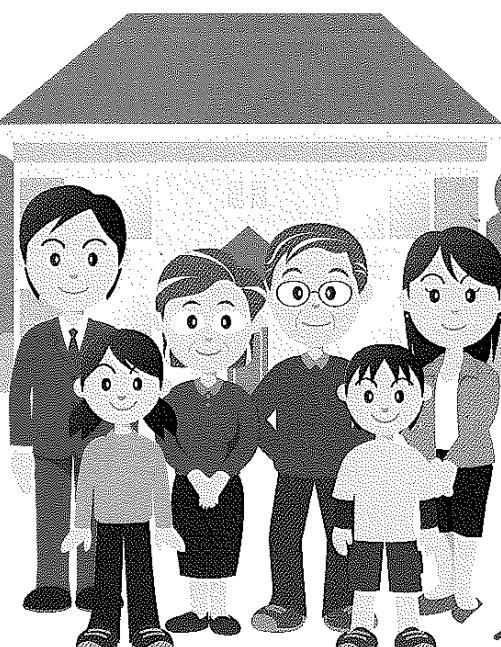


心理的虐待

言葉や態度で
精神的苦痛をあたえる
など



警察署



経済的虐待

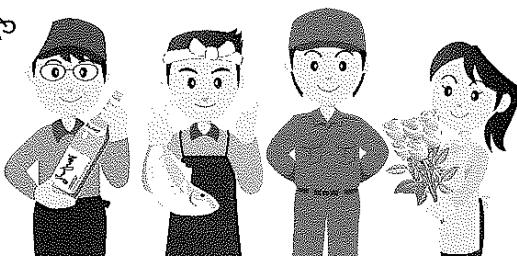
財産や年金を勝手に使う
高齢者に使わせないなど



法律事務所

性的虐待

下半身を裸にして放置する
本人が嫌がる性的な行為や
その強要など



介護・世話の放棄・放任

介護や世話をしない
または、出来ていないなど

このようなことが虐待にあたります

発行：岡山市 / 岡山市地域包括支援センター

高齢者虐待 早わかりQ&A

知ってください 高齢者虐待!!

Q なぜ虐待が起こるの？

A 虐待が起こる背景はさまざまで、いくつもの要因が複雑にからみ合っています。「介護疲れ」「虐待する人とされる人との人間関係」「経済的困窮」など、さまざまな原因があります。

虐待されている人の8割は認知症のある人

Q どのような人が虐待されているの？

A 家庭内で起こる高齢者虐待の約8割は「認知症」のある人です。

介護者が認知症を理解できないために、混乱した行動や言動に対して叱りつけることも、虐待につながります。



がんばっている人ほど心配

Q どのような人が虐待をしてしまうの？

A 虐待をしてしまう人の半数以上は、「介護の協力者がいない、ひとりでがんばっている人」です。

介護をひとりで抱え込まないで、勇気を出して相談することが、予防・解決への第一歩です。

先が見えない介護、ひとりで悩まないで一緒に考えましょう。

虐待に気がついたら…

Q これは虐待かも…？ と思ったらどうすればいいの？

A ひとりで悩まず、どんな小さなことでも裏面の相談窓口に、ご相談、ご連絡下さい。高齢者虐待の発見者には、通報義務があります。その際、情報提供された個人の秘密は守られます。(注1)

(注1)「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」による(4ページ参照)

高齢者虐待 発見チェックリスト

～ご家族(介護者)の皆様へ～

虐待は無意識に行われています。一緒に見直してみませんか？

虐待をしている人の半数以上は、「虐待をしている自覚」がありません。
次のことは虐待にあたります。ひとつでもあてはまる方は、勇気を出してご相談下さい。

- たたいたり、つねったり、やけどをおわせたりする。(しつけなどの理由でも不可)
- ベッドから落ちないようにベッドに縛りつける。(他の理由でも不可)
- 徘徊を防ぐためや世間体が悪いなどの理由で、部屋に閉じ込めている。
- 無視したり、ののしったり、怒鳴ったり、悪口を言ったり、子ども扱いなどをする。
- 年金手帳、貯金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。または、使わせない。
- オムツを交換しない、受診させない、入浴させない、必要なサービスを利用させない、介護や世話をしない。または、出来ていない。
- 人前でオムツを替えたり、しばらく裸のままにしていることがある。
- 水分や食事を十分に与えていない。空腹時間が長かったり、脱水症状がみられたりする。

～地域の皆様へ～

地域で虐待のさざしを見つけてください

あなたのまわりに次のような高齢者や家庭はありませんか？
たとえ、情報に自信がなくてもご連絡下さい。



- 家の中が汚く、ちらかっているようだ。最近ゴミを出していない。
- 高齢者を怒鳴る声などが昼夜を問わず聞こえてくる。
- 最近、高齢者の姿を見かけない。見かけても表情が硬くあびえている。
- 留守番が難しい高齢者がいるのに、介護者が長時間留守にしている。
- 高齢者が、肌を見せないようにしたり、肌を触られるのを嫌がる。
(「あざ」や「やけど」などの傷を隠そうとしている)
- 汚れたままの衣類を着せられている。(家族はきれいな服の場合、特に注意)
- 介護が大変そうだけど、介護サービスを利用していない。
- 訪問者を敷地や家の中に入れようとしない。高齢者に会わせない。

高齢者虐待防止の法律

高齢者が尊厳を保ち生きていけるように、平成18年4月から「高齢者虐待防止法・養護者支援法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行されています。

この法律では、高齢者虐待防止のため早期発見の重要性が指摘されており、虐待に関しての通報は義務であるとともに、通報者個人の秘密は守られます。

虐待は誰にも起こりうる身近な問題です。

介護のこと、ご家族のこと、近所のこと、気になること、虐待かも？と思ったら

まずは、下記までご相談ください。

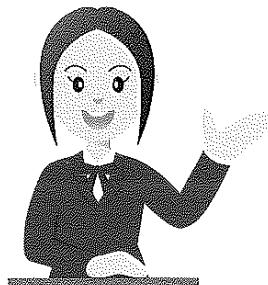
虐待を「しない」「させない」「ゆるさない」

みんなで安心して暮らせる岡山市をつくりましょう！

相談窓口

岡山市北区中央地域包括支援センター	(岡山市保健福祉会館内)	TEL(086)224-8755
岡山市北区北地域包括支援センター	(北ふれあいセンター内)	TEL(086)251-6523
御津分室	(岡山市北区役所御津支所内)	TEL(0867)24-4611
岡山市中区地域包括支援センター	(岡山ふれあいセンター内)	TEL(086)274-5172
岡山市東区地域包括支援センター	(西大寺ふれあいセンター内)	TEL(086)944-1866
岡山市南区西地域包括支援センター	(西ふれあいセンター内)	TEL(086)281-9681
岡山市南区南地域包括支援センター	(南ふれあいセンター内)	TEL(086)261-7301
岡山市高齢者福祉課	(岡山市保健福祉会館内)	TEL(086)803-1230

お近くの地域包括支援センター



岡山市介護保険事故報告事務取扱要領

平成 16 年 10 月 1 日作成

平成 18 年 7 月 13 日改正

平成 24 年 11 月 26 日改正

(趣旨)

第1 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）による、介護サービスを提供中に事故が発生した場合の介護保険事業者から岡山市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

(報告の対象)

第2 報告の対象となる事業者は、介護保険適用サービスを提供する指定介護保険事業者とする。

(報告先)

第3 報告先は、別表の岡山市保健福祉局所管課（以下、「所管課」という。）とする。

(事故の範囲)

第4 事業者が所管課へ報告する事故は、次の各号に掲げる場合とする。なお、報告対象とする事故は、過失の有無を問うものではない。

(1) サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷、失踪した場合

ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通してすべて含まれるものとする。短期入所サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護保険施設サービスにおいては、入所から退所までを「サービス提供中」とする。

イ 「死亡」とは、事故死亡をさし、病気死亡は報告対象外とする。但し、死因等に疑義が生じる可能性がある場合（トラブルになる恐れのあるとき）は報告することとする。

ウ 「負傷」とは、通院入院を問わず医師の保険診療を要したもの。但し、通院の場合においては、加療を要しないものを除く。

エ 「失踪」とは、サービス提供中に、利用者の所在が不明となり、警察に捜索願が出された場合とする。

オ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに所管課に報告書を再提出すること。

(2) 施設等における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって、食中毒及びインフルエンザ、感染性胃腸炎などの「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律」第12条第1項に定める感染症及び疥癬・結核の発生が認められた場合

(3) その他、家族から苦情が出ている場合など、所管課が報告する必要があると認める場合

(報告)

- 第5 事業者は、第2に定める事故が発生した場合、介護保険事業者・事故報告書(報告様式)により、できる限り速やかに(3日以内)第1報を所管課に行うこと。第1報には、事故の概要までを記入し、提出すること。
- 2 事業者は、第1報後、概ね2週間以内に、1項にいう報告様式により、所管課へ第2報を行うこと。
第2報は、第1報後の対応・経過、及び事故の原因・再発防止に関する今後の対応・方針までを記入し、提出すること。
なお、第2報の時点で、当該事故が完結していない場合には、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを今後の対応・方針欄に記載すること。
- 3 事業者は、第2報時に、必要に応じて所管課から求められた資料を提出すること。

(公表等)

- 第6 所管課は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資するものとする。
- 2 所管課は、事業者が運営基準に違反し、次の各号の一つに該当するときは、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。
- (1) 事業者が事故発生を隠匿していた場合
(2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合
(3) その他利用者保護のため、所管課が必要と認めた場合

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

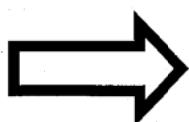
別表

介護保険サービス事故報告先

事業所の所在地	保健福祉局所管課
岡山市内	事業者指導課
岡山市外	介護保険課

☆介護保険サービスの事故報告先及び苦情処理窓口

(旧)
岡山市介護保険課



(新)
岡山市事業者指導課 在宅指導係
TEL(086)212-1013
FAX(086)221-3010

第1報：平成 年 月 日

岡山市長 様

第2報：平成 年 月 日

介護保険事業者・事故報告書

 報告完了

第1報（発生後3日以内）

事業所番号				サービス種類																																			
名称																																							
所在地				電話	()																																		
報告者	職 氏名																																						
被保険者番号			氏名	男・女																																			
生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)		要介護度	要支援 ()		・要介護 ()																																	
発生日時	平成 年 月 日 ()		午前	・	午後	時	分 頃																																
発生場所	<input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 風呂/脱衣所 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> その他 ()																																						
直前の状況	<input type="checkbox"/> 移動中 <input type="checkbox"/> 移乗 <input type="checkbox"/> 立ち上がり <input type="checkbox"/> 食事中 <input type="checkbox"/> その他 ()																																						
種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤嚥/異食 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 感染症等 () <input type="checkbox"/> その他 ()																																						
事故結果 *最も症状の重いもの	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 死亡		<input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲/捻挫 <input type="checkbox"/> 切傷/擦過傷 <input type="checkbox"/> その他 ()																																				
自立度 *介護保険施設のみ	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> J() <input type="checkbox"/> A() <input type="checkbox"/> B() <input type="checkbox"/> C()		認知症度 *介護保険施設のみ	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II() <input type="checkbox"/> III() <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M																																			
事故の概要(経緯や対応、介護者の有無、関係機関への連絡状況等)	<table border="1"> <tr> <td>報告先</td> <td colspan="3">報告・説明日時</td> </tr> <tr> <td>医師</td> <td>/</td> <td>:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>/</td> <td>:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当ケアマネ</td> <td>/</td> <td>:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>/</td> <td>:</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>/</td> <td>:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険者</td> <td>/</td> <td>:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家族:続柄 ()</td> <td>/</td> <td>:</td> <td></td> </tr> </table>							報告先	報告・説明日時			医師	/	:		管理者	/	:		担当ケアマネ	/	:		看護師	/	:			/	:		保険者	/	:		家族:続柄 ()	/	:	
報告先	報告・説明日時																																						
医師	/	:																																					
管理者	/	:																																					
担当ケアマネ	/	:																																					
看護師	/	:																																					
	/	:																																					
保険者	/	:																																					
家族:続柄 ()	/	:																																					

第2報（第1報後2週間以内）

第1報後の対応・経過

損害賠償 有 (完結 継続) 無 未交渉

事故の原因

再発防止に関する今後の対応・方針

- 1 介護サービス提供中に事故が発生した場合に、この報告書を保険者に提出してください。
- 2 第2報提出時に事故が完結していない場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを今後の対応・方針欄に記載してください。なお、この様式で記入しきれない場合は別紙に記入してください。

岡山県「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

「介護サービス情報の公表」制度については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第3項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第115条の35第3項の規定による調査の実施に当たって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定により、県の調査指針を定める。

1 調査実施の指針

調査は、原則、下記の場合に行うこととする。

（1）事業者自らが調査を希望する場合

ただし、調査希望事業所に対しては、当該年度の県の実地指導を優先的に実施し、実地指導と同時に調査をすることとする。

また、外部評価が義務付けられている地域密着型サービス事業所や福祉サービス第三者評価を定期的に実施している事業所については、調査を行わないこととする。

（2）公表内容について、利用者等から通報があり、調査において内容確認が必要であると判断される場合

（3）報告内容に虚偽が疑われる場合

（4）県所管事業所・施設について新規指定後初めて実地指導を行う場合

2 調査の効果的実施

調査を効果的に実施するために、上記1の（1）は、調査を希望する旨を毎年度5月末までに、各事業所を所管する県民局へ連絡してきた場合に限り実施する。

また、県が指定権限を有しない事業所（指定都市等が指定する事業所又は市町村が指定する地域密着型事業所）に対しても調査をすることができるが、調査を実施する必要がある場合には、該当の指定権者に適宜情報を提供し、連携の上、適正な調査を行うこととする。

附則（施行期日）

この指針は、平成24年10月1日から施行する。

「介護サービス情報の公表」制度について

1 「介護サービス情報の公表」制度の概要

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成18年4月1日から介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的かつ適切に選択するための情報をインターネット等で提供する仕組みとして導入されました。

本制度については、平成24年4月施行の介護保険法の改正により平成24年度から、都道府県知事が必要と認める場合に調査を実施し、手数料によらない運営ができる仕組みへと見直されました。

本県では、制度改正に対応した円滑な運用をめざし、平成23年度から手数料を徴さず運用をすることとし、調査事務及び公表事務を、県（保健福祉部長寿社会課及び各事業所を所管する県民局健康福祉部健康福祉課）において実施しています。

2 平成25年度の運営について

<新規事業所>は「基本情報」を、基準日前の一年間に提供したサービスの対価としての支払いが百万円を超える<既存事業所>は「基本情報」と「運営情報」をシステムへの入力により報告していただき公表することになります。また、「県独自項目」「事業所の特色」が任意で公表できます。

なお、県が新たに定める指針に基づき、必要に応じて調査を実施します。

具体的な平成25年度の事業運営については、平成25年度「公表計画」を定め、改めてお知らせします。

		平成25年度予定
公表内容	必須項目	基本情報 運営情報（既存事業所は必須項目・新規事業所は任意項目）
	任意項目	県独自項目 事業所の特色
調査	調査指針に基づき知事が必要と認める場合に実施	
手数料	負担なし	
公表サーバー	国が一元管理するサーバーで公表（H24.10運用開始）	
実施機関	県が直接実施（長寿社会課・県民局健康福祉課）	

3 その他

事業所向け操作マニュアル及び報告サブシステム（事業所向け）URL等介護サービス情報に関することは、下記に掲載しています。

岡山県保健福祉部長寿社会課HP

>介護保険・老人福祉関係事業者の皆様へのお知らせ

「介護サービス情報の公表」について

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-7669.html>

岡山県「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み

長寿社会課

平成25年度公表計画の策定 & 調査指針の策定

